平成２７年（フ）第６９号
石川県加賀市黒崎町ヌ80番地１
破産者　熊野　満喜
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第７２号
石川県加賀市片山津町ス丙125番地４、住民票上の住所石川県加賀市片山津温泉桜ケ丘19番地
破産者　福岡守三一
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４５号
静岡県富士宮市羽鮒878番地60、前住所静岡県富士宮市泉町517番地
破産者　若林　　匂
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１０４号
静岡県富士市国久保３丁目２番39号シティハイツＢ－202号
破産者　中村　正裕
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１２３号
静岡県富士市伝法944番地の４　グレース伝法301号、前住所浜松市東区篠ケ瀬町449番地レオパレス大法212号室
破産者　佐野　勝一
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１８７号
静岡県富士市厚原947番地の１
破産者　瀬川　睦子
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３６３号
静岡県浜松市北区三方原町947番地の７
破産者　田代　泰義
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
和歌山県日高郡日高町大字志賀3976番地の２
破産者　山口　裕二
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第２２号
和歌山県日高郡日高川町大字千津川4454番地
破産者　寺間　　肇
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第５２号
福岡県行橋市西宮市１丁目７番１－805号
西田しのぶ方、開始決定時の住所福岡県行橋市宮市町４番11号
破産者　ビジネスホテル西田こと　西田　澄江
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
長崎県諫早市高来町坂元1123番地４
破産者　平賀　節子
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目６番５号　ＳＳＫビル201号、前住所神奈川県伊勢原市石田1109番地の５
破産者　森　　洋介
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７５号
静岡市清水区梅が岡１番５号、開始決定時住所静岡市葵区南安倍２丁目２番６号
破産者　大橋　治喜
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９１号
静岡市駿河区大谷3708番地の16
破産者　鈴木　克芳
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３２号
静岡市駿河区大谷3708番地の16
破産者　鈴木　千春
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２０号
名古屋市東区白壁３丁目17番７号　アビタシオン白壁202号
破産者　森　　恵子
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２７５号
愛知県常滑市保示町４丁目129番地
破産者　久田純次郎
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２７６号
愛知県常滑市保示町４丁目129番地
破産者　久田　智子
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２号
北九州市八幡西区穴生４丁目17番22－405号
破産者　内藤　勝揮
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部